

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
会 長 吉坂 義正 様

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
相模原地域連合
議 長 川崎 晴彦 様

相模原市長 本村 賢太郎

2023年度に向けた政策・制度要求と提言について（お答え）

日ごろから、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
ご要請につきましては、次のとおりお答えいたします。

【経済産業政策】

- 1 新型コロナウイルス感染拡大によって大きな打撃を受けた地域経済活性化のため、地域住民が活用できる消費喚起への支援と特定の企業・業種へ偏ることのない支援策の創出や、地元観光業のためのマイクロツーリズム（市内移動）に対する支援メニューの拡充を検討すること。あわせて、公共交通事業の継続のために必要な支援策を講じること。**

【回答】

地域経済活性化のための消費喚起策や様々な業種を対象とした支援策につきましては、令和3年度に引き続き、令和4年10月1日から11月30日までの間、市内の店舗等を利用した市民に対しキャッシュバックを行う「さがみはらサンキューキャッシュバックキャンペーン」を実施いたしました。

さらに、市内店舗でのスマートフォン決済利用者に対するポイント還元事業を、令和4年1月16日より実施いたします。

今後も、市内の景気動向を注視しながら、時宜を捉えた支援策を検討してまいります。

マイクロツーリズムに対する支援につきましては、市内の体験型観光コンテンツを周知・開発することにより地域間移動を促進するなど、マイクロツーリズムの推進に向けた効果的な取組を検討してまいります。

交通事業者への支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う人流抑制等の影響を受け、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、令和2年度及び令和3年度に事業継続支援を目的とした公共交通支援金を交付しており、本年度につきましても交付してまいり

ます。

今後につきましても、交通事業者と連携を密にし、公共交通の利用促進等の支援を検討してまいります。

(環境経済局、市長公室、都市建設局)

2 公益性の高い上下水道事業については、自治体における技術・管理人材の確保に努めるとともに、公共サービス事業の持続性・安定性と安全性を担保し、緊急時における自治体間の相互応援体制の整備を促進すること。

【回答】

下水道事業におきましては、所属する土木職員を対象として、再任用職員などのベテラン技術職員やOJTによる技術継承の取組を行っているほか、外部研修施設への派遣研修予算を確保し、専門的知識を備えた人材育成に努めております。

また、緊急時における自治体間の相互応援体制として、指定都市に東京都を含めた21の大都市間にて「21大都市災害時相互応援に関する協定」を平成24年10月に締結し、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を定めた上、被災した都市の下水道の復旧支援を行う体制を構築しております。

(都市建設局)

3 AI、IoT、ICTなどの活用による社会的課題の解決や産業競争力の向上に向けて、民間企業などにおける研究開発や設備投資がさらに求められることから、特に中小企業におけるDX推進施策を強化すること。また、デジタル技術を活用して仕事を進めるためのスキルやITリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。

【回答】

中小企業のDX化推進に向けた支援につきましては、ロボットやAI、IoT等を活用した設備投資・システム構築に係る経費の一部を補助する「DX化促進補助金」や、IT関連を含めた研究開発支援を行う「中小企業研究開発補助金」の交付などを実施しております。

また、DX化の必要性や本質、取組事例などを紹介する「DX化推進フォーラム」のほか、中小企業のための勉強会を開催し、中小企業のDX化やデジタル人材の育成に向けた支援に取り組んでおります。

引き続き、市内中小企業のDX化推進に向けた支援に努めてまいります。

(環境経済局)

4 2019年9月、台風15号による高波で横浜市金沢区幸浦、福浦両地区で約400社、約750棟が被災し、甚大な被害を被った。こうした事態に備え企業のBCP策定は急務である。しかし、BCPを策定している企業数は増加してきているが、未だ低水準にとどまっている。特に中小企業に対して策定に向けた啓発を進めるとともに、中小企業の経営安定に向けた支援を行うこと。また、公共調達においてBCP策定を求めるなど、中小企業のBCP策定の動機

づけ、支援強化をはかること。

【回答】

事業継続計画（BCP）の策定啓発につきましては、中小企業庁が災害時における中小企業の継続的な経営を支援するために「中小企業BCP策定運用指針」を策定しており、県においても無料のBCP作成等支援専門家派遣事業を行っていることから、こうした取組をご案内するなど、産業支援機関と連携して取り組んでまいります。

（環境経済局）

【雇用・労働政策】

- 5 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場における対策の充実をはかること。あわせてあらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

【回答】

ハラスメントの相談につきましては、中央区役所市民相談室において、かながわ労働センター県央支所の職員による労働相談を実施しているほか、国が実施するハラスメント悩み相談室を周知しております。また、パワーハラスメントにつきましては、令和4年4月から改正労働施策総合推進法が全面施行され、全ての企業においてパワハラ防止策が義務化となったことから、かながわ労働センター県央支所と連携し、企業の人事・労務担当者を対象に、パワハラ防止に向けた労務管理セミナーを実施しております。

ハラスメントの根絶に向けて、労働者が安心して働ける職場環境の充実が図られるよう、引き続き、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

（環境経済局）

- 6 男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、仕事と育児や介護等の両立支援に向けた環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

【回答】

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等につきましては、厚生労働省が作成したリーフレットを窓口や所管施設に配架するなど、周知啓発に努めております。また、企業におけるこうした労働関係法規の遵守や独自の上乗せ規程について「仕事と家庭両立支援推進企業表彰」の表彰理由とするとともに、表彰企業の取組について事例紹介リーフレットを作成し、市内企業等に配布するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け周知啓発に努めております。

さらに、女性の活躍応援事業として、子育て世代のライフステージに応じたセミナーを実施

しており、今後も、市内企業において仕事と家庭の両立支援の取組が広がるよう普及啓発に努めてまいります。

また、育児や介護と仕事を両立しながら働き続けるための支援制度などを学ぶ講座や、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する啓発講座も実施しており、引き続き、関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する様々な講座の開催等を実施してまいります。

(環境経済局、市民局)

7 教育現場の労働環境改善のため、策定された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」にもとづき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。特に、教員の多忙化解消に向け、重要となる「在校等時間」による勤務時間の管理や、時間外在校等時間の上限時間の遵守を徹底すること。

【回答】

教職員の業務改善につきましては、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づき学校と協働し「学校における働き方改革」を総合的に推進するため、これまでの取組の検証を行うとともに「第2次学校現場における業務改善に向けた取組方針」の策定に取り組んでまいります。

教員の在校等時間につきましては、教員一人ひとりに配付されているパソコンのログオン・ログオフ時間を記録することで、勤務時間を客観的に把握していくとともに、集計したデータを活用し、学校業務の更なる改善や勤務時間に対する意識改革等に努めてまいります。

(教育局)

8 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、業況が悪化している業種で働く労働者やパート・有期・派遣で働く労働者などの雇用が脅かされている。不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を引き続き徹底させること。

また、若者の雇用・就労の状況も、コロナ禍の影響を大きく受けている。新たな就職氷河期世代を生じさせないためにも若年者雇用対策の強化に取り組むこと。

【回答】

不合理な解雇の防止等の対応につきましては、労働基準監督署等と連携を図りながら、法令遵守について周知啓発を行うほか、労働者からの相談について、国が実施する労働条件相談「ほっとライン」や、かながわ労働センター県央支所が実施する労働相談を案内するなど、引き続き、関係機関と連携し取り組んでまいります。

また、コロナ禍における雇用維持のための対応につきましては、雇用の維持に係る各種助成金や公益財団法人産業雇用安定センターが実施する在籍型出向支援制度などの周知啓発を行っております。

若年者の雇用対策につきましては、市就職支援センターにおいてきめ細かな職業相談を実施

するとともに、ハローワークの求人に加え、求人開拓員が独自に開拓した求人を紹介するなど、相談者一人ひとりの状況に応じた支援を行っているほか、地元企業への就職支援サービスである「サガツナビ」において、新卒及び既卒3年以内の求職者と企業とのマッチングを図るための採用活動支援などを実施しております。

(環境経済局)

【福祉・社会保障政策】

- 9 介護支援が必要になった場合の具体的な手続きについて住民の理解が進むよう、地域包括支援センターの認知度向上のための十分な情宣を行うこと。あわせて新たな介護の課題とされるダブルケアや、いわゆる「ヤングケアラー」・「若者ケアラー」に関する実態調査を行うとともに、支援が必要と考えられる方には行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に取り組むこと。なお、実態調査については今年1月に行われた厚生労働省の調査と同様な内容で、調査結果を比較・検討することができるようにすること。

【回答】

地域包括支援センターの認知度向上に向けては、広報さがみはらや市ホームページ、地区ごとに作成した地域情報誌のほか、77歳になる方への地域包括支援センターを紹介するハガキの送付などにより、きめ細やかな周知に努めております。

ヤングケアラーの状態にある子どもに対しては、各区の子育て支援センターが、学校をはじめとする関係機関と連携し、必要な支援を行っております。

また、実態調査につきましては、ヤングケアラーの状態にある子どもを把握し、支援につなげていくことを目的として、実施したところです。

今後も様々な機会を捉えて、関係機関や市民の皆様に対する周知を図り、早期発見、早期対応に努めてまいります。

(健康福祉局、こども・若者未来局)

- 10 児童手当や小児医療費助成などの子育て支援制度については、世帯主の所得により支給の有無が判断されているため、世帯収入や子どもの人数などの諸条件による不公平が生じている。子ども・子育て支援制度については、地域間格差や子供の成育環境などに関わらず一律の制度とするよう見直しを進めるとともに、国への要望を行うこと。

【回答】

小児医療費助成制度につきましては、各地方自治体がそれぞれ制度設計をしていることから、対象年齢や所得制限、自己負担額などが異なり、住んでいる地域で助成内容に差異が生じている状況です。子育て支援策として、未来を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に医療を受けられる助成制度が必要です。

安心して子どもを産み・育てる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設することを、引き続き、要

望してまいります。

また、児童手当制度につきましては、家庭等における生活の安定へ寄与することなどを目的として、児童手当法及び各関係法令に支給額や所得制限額などが定められております。今後につきましても、各関連法案の改正など国の動向を踏まえ、適正に支給してまいります。

(こども・若者未来局)

11 新型コロナウイルス感染症対策についてはウイルスの特性を見極め、その特性に応じた適切な対策を国、県と連携して迅速に行うこと。あわせて、今後の感染症対策の基本的な考え方を示すこと。

また、ウイズコロナ・アフターコロナ社会を見据え「地域医療構想」の再検討を行うとともに、引き続き、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、オミクロン株の特性を踏まえて令和4年9月26日から全国一律で、療養のあり方の転換による保健医療体制の強化や重点化、発生届の全数届出の見直し等に取り組んでおります。今後の感染症対策の基本的な考え方を含め、引き続き、国の動向を注視するとともに県と連携して取り組んでまいります。

また、地域医療構想の再検討につきましては、所管する神奈川県におきまして、令和6年度を始期とする「第8次医療計画」に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項が位置付けられるものと承知しております。

保健所等の体制につきましては、本年度、衛生研究所に全ゲノム解析用の次世代シーケンサーを導入し、検査体制の強化を図ったところです。その他、職員の動員などの柔軟な人員配置や民間委託の推進により、引き続き、必要な体制等の整備に努めてまいります。

保健所につきましては、「感染症対策課」や「新型コロナウイルスワクチン接種推進課」の設置、人事異動等による職員の増員など、機能の充実を図ってまいりました。今後につきましても、感染症対策に必要な体制等の整備に努めてまいります。

(健康福祉局、総務局)

12 介護職場等の労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかるため、賃金を含めた抜本的な見直しを行うこと。また、新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が発生した場合、サービスの提供自体が危ぶまれる現状にあるため、利用者はもちろん、職員も安心して働くことができる職場環境を構築すること。

【回答】

介護人材の確保・育成につきましては、介護サービス事業所に対する集団指導講習会等の機会を通じて、処遇改善やベースアップ等支援加算など、賃金等に関する制度の周知及び活用促進に努めるとともに、介護未経験者を対象とした研修から就職までの一体的支援や介護職員の勤続表彰、介護のイメージアップ事業等に取り組んでおります。

今後も、介護現場の生産性向上などをテーマとした事業所向けの研修等により、職場環境等の改善に向けた取組を進めてまいります。

また、介護現場の感染対策として、感染者発生に備えたシミュレーションを実施するためのガイドラインの作成や感染症対策研修の実施のほか、抗原検査キットを含む衛生物資の配付により、感染拡大防止に向けた取組を行っております。

(健康福祉局)

- 13 2020年度から5ヵ年の子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の趣旨に沿って、支援を必要としている人のニーズを把握するとともに、ニーズに応じた一時保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を行う施設の充実をはかること。**

【回答】

「さがみはら子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」につきましては、支援を必要とされている方のニーズを適切に捉え、計画に反映させることが重要であるとの考えから、子育て家庭へアンケートやヒアリングを行い、様々なご意見を伺う等、ニーズの把握に留意し、策定しております。また、計画の推進に当たっても、公募により選ばれた市民の方や子ども・子育てに関する事業の従事者等で構成される「相模原市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画の達成状況を点検や評価するとともに、計画の中間年では、アンケート調査を実施する等、ニーズの把握に努めております。

現在、一時保育につきましては、132施設で実施しており、保護者の疾病や出産・冠婚葬祭等、一時的に子どもをお預かりする必要がある場合にご利用いただいております。また、病児・病後児保育につきましては、市内各区に設けている3施設に加えて、令和3年1月からは、八王子市・町田市と病児保育施設の相互利用に関する広域連携協定を締結し、利用施設の拡充を図ったところであり、今後は、病後児保育に関する広域連携協定等についても検討してまいります。

引き続き、休日保育や夜間保育も含め、支援を必要とされている方のニーズの把握に努めながら、施設の充実化に向けて取り組んでまいります。

(こども・若者未来局)

【社会インフラ政策】

- 14 既存の社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、IT技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。また、上下水道、橋、道路、標識など社会的インフラの維持と長寿命化・老朽化対策として、将来の人口減少の推移に応じて、持続性・安定性を担保すると共に優先順位をつけて整備すること。**

【回答】

土木施設の維持管理におきましては、これまでロボットカメラやドローンを活用した橋りょう点検を実施しております。

今後につきましても、土木施設の維持管理におきまして、新技術の活用を検討してまいります。

また、長寿命化・老朽化対策につきましては、各施設の長寿命化修繕計画等に基づき優先順位をつけて、実施しております。

(都市建設局)

15 ICTの活用により情報通信手段の確保や情報提供のあり方など、情報の発信や収集に関わる総合的な取り組みを推進し、市民の自主的避難能力を向上させること。

【回答】

ICTを活用した情報通信手段の確保や情報提供の在り方につきましては、ひばり放送や防災メールのほか、SNSや緊急速報メール（エリアメール）、テレビのデータ放送、コミュニティラジオ、Yahoo!防災速報等のスマートフォン向け防災アプリ等、様々な情報配信ツールを活用し、情報伝達手段の多重化、多様化を図っております。

また、避難場所を開設した際は、市民向けに公開している「さがみはら防災マップ（災害時用）」から避難場所の開設状況及び混雑状況が地図上で確認できるなど、GISを活用した情報発信にも取り組んでおります。

情報収集につきましても、風水害時には、市内全域を網羅した気象予測及び市内での気象等の観測データが集約された気象情報システム等を活用し、適切な避難情報の発令に努めております。

情報を受け取った市民が適切な避難行動をとれるよう、引き続き、ICTを活用した情報収集及び市情報発信に取り組んでまいります。

(危機管理局)

16 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する各種支援施策を拡充させること。特に山間部などに関しては、地域振興と一体となった維持対策をすすめること。

【回答】

本市では、地域公共交通維持のため、現在バス事業者から路線退出の申出のあった10路線（12系統）について、国・県・周辺自治体と連携して、必要な助成を行っております。

また、交通不便地域等においては、地域・公共交通事業者・本市の3者協働によりコミュニティバスや乗合タクシー等を運行し、地域の生活交通を確保しております。

今後につきましても、中山間地域など地域の実情にあわせた地域公共交通の維持・確保に努めてまいります。

(都市建設局)

【環境・エネルギー政策】

- 17 2050年脱炭素社会の実現に向けて、市は「さがみはら脱炭素ロードマップ」を踏まえた計画の進捗状況の確認と施策の効果を検証すること。また、産学官の連携による環境技術開発等について支援を行うとともに、進捗状況の確認を行うこと。あわせて市内や企業において、実施・計画されている地球温暖化対策の有効な取り組みについて情報発信を行うこと。

【回答】

脱炭素社会の実現に向けた取組につきましては、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを達成する目標を掲げた、「さがみはら脱炭素ロードマップ」の内容を踏まえた市地球温暖化対策計画の改定を予定しており、計画の進捗状況の確認と施策の効果を、地球温暖化対策計画実施状況報告書において検証してまいります。

産学官の連携による技術開発等への支援につきましては、「脱炭素ロードマップ」に位置付けております市民・事業者・金融機関・行政等からなる「地域プラットフォーム」を今後構築することにより、取組を進めるとともに、その進捗状況の確認を行ってまいります。

また、市内や企業において実施・計画されている地球温暖化対策の有効な取組についての情報発信につきましても、市民や事業者との連携をより強化し、効果的な方法について検討してまいります。

(環境経済局)

- 18 太陽光発電・小水力発電などの再生可能エネルギーの普及を促進すること。普及促進にあたっては、環境性はもとより、経済性や供給安定性等を総合的に検討すること。

あわせて公共施設の取り組みとして、省エネルギー設備への転換促進をはかるとともに、非常災害時に備え、自家発電設備などの自衛措置の充実に努めること。また、家庭の取り組みとして、省エネ・高効率の電気機器への買い替え促進に取り組むこと。

【回答】

太陽光発電などの再生可能エネルギーにつきましては、広報さがみはらや市ホームページなどで、普及啓発を行っております。

普及促進にあたっては、環境性だけでなく、技術の進展や普及の程度によるコスト等の経済性、供給安定性等について検討を行っております。

公共施設の取組としまして、省エネルギー設備への転換促進を図るために、新築施設のZEB化等に取り組むとともに、非常災害時の電源として活用できる再生可能エネルギー設備の設置を推進しております。

また、家庭における省エネ・高効率の電気機器への買い替え促進につきましては、広報さがみはらや市ホームページでの周知のほか、九都県市合同で「省エネ家電買替キャンペーン」を実施しております。

(環境経済局)

19 食品ロスを削減し、循環型社会環境を実現するため、食品リサイクル制度の普及啓発を図ること。併せて賞味期限に関する商習慣の緩和に向けて、引き続き関係者への啓発に取り組むとともに、消費者の理解を深めるための広報活動に取り組むこと。

【回答】

食品ロス削減の啓発につきましては、広報さがみはらへの啓発記事掲載やイベント等でのブース出展、学校や自治会等での出前講座の実施及び夏休みの小学生を対象としたエコクッキング教室、市民を対象とした講演会などを実施しております。

引き続き、関係者と連携した広報活動に努めてまいります。

(環境経済局)

【教育・人権・平和政策】

20 国家の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組み、市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

【回答】

北朝鮮当局による日本人の拉致問題につきましては、これまで北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年12月10日～16日）にあわせた啓発事業や、国や県、他市と連携した啓発活動を行ってまいりました。今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

(市民局)

21 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。また、教員の欠員を確実に補充するための人材確保に向けた施策を早急に行い、子どもたちの学びを保障すること。

【回答】

青少年教育カウンセラーにつきましては、本年度にそれまでの69名体制から10名増員し、様々な課題を抱える児童生徒やその保護者に対する心理面からの支援を行っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、諸課題に対する一層の早期発見と迅速な対応や解決に向け、令和3年度から、それまでの派遣校型に加え、一人当たり2中学校区を2日ずつ担当する拠点校・巡回校型を新たに導入し、本年度からはそれまでの7名体制から5名増員し、21中学校区へ配置するとともに、他の15中学校区につきましては派遣校型として青少年相談センター所属の社会福祉職が対応する相談・支援体制をとっております。

スクールサポートスタッフにつきましては、教員が児童生徒への指導など、子どもたちにしっかり寄り添い、向き合う時間を確保するために効果的であることから、拡充に努めてまいります。

また、教員の欠員を確実に補充するため、教職や相模原の魅力を伝える取組の拡充や採用候補者選考試験の見直しなどを行い、計画的な人材確保に努めてまいります。

(教育局)

22 市内米軍基地機能の整理・縮小・返還、日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係縣市連絡協議会の構成自治体及び関係自治体との連携をすすめ、基地周辺住民の不安解消をめざし、安全で快適な生活を送れるよう国に要請すること。特に、新型コロナウイルスなど感染症対策での米軍人軍属への国内と同等の対策適用は、市民の健康を守るために切実な課題であり、国に対して確実な改善を求めると同時に、状況に応じて、市から直接現地米軍責任者に徹底を申し入れること。

【回答】

本市では、これまで、貴連合や市議会、市自治会連合会等で構成される「相模原市米軍基地返還促進等市民協議会(以下「市民協議会」と言います。))とともに、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組んでおり、市民生活やまちづくりなどのために緊急に必要な部分については、一部返還又は共同使用を国・米軍に対して求めております。また、基地近隣住民に不安を与えるような基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対し求めております。

今後におきましても、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組むとともに、基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対して求めてまいります。また、基地周辺住民の皆様の不安解消に資するよう、適時・適切な情報提供に努めてまいります。

日米地位協定の抜本的な見直しにつきましては、本市では、かねてから、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の構成自治体である神奈川県及び基地関係市とともに、事件・事故の防止や環境対策、騒音問題など様々な観点から、条項ごとに改善点を国に示しているほか、市民協議会とともに見直し・運用改善等を強く求めております。

厚木基地に起因する騒音の主な原因であった米空母艦載機の固定翼機部隊については、長年にわたり、市民の皆様に深刻な騒音被害をもたらしてきましたが、平成30年3月に岩国基地への移駐が完了いたしました。

しかし、移駐後においても厚木基地においてはジェット機の飛来が見られ、一定の騒音が発生しております。また、平成30年から令和4年までの毎年の5月には、厚木基地が空母艦載機の着陸訓練の予備飛行場として指定され、今後も厚木基地の運用や騒音被害の実態を注視せざるを得ないと考えております。

こうしたことから、市では、米空母艦載機の固定翼機部隊の岩国基地への移駐後の厚木基地の運用に係る情報を適時に提供するとともに、騒音対策について適切な措置を講じることや夜間離着陸訓練を含めた着陸訓練を硫黄島で全面实施することなどを県及び厚木基地周辺各市とともに国や米軍に求めております。

新型コロナウイルスなど感染症対策につきましては、令和4年4月8日までは、在日米陸軍基地管理本部司令官から市長に対し、基本的に週に1回、市内基地の新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチンの接種状況を含む基地内で採られている感染拡大防止策につい

での情報共有がありました。

令和4年4月9日以降、在日米軍が基地内での新型コロナウイルス感染症感染者の1週間の1日当たり平均感染者数について外務省を通じて公表するようになった後においては、同基地管理本部司令官から市長に対し、一月に1回を基本として、基地内の感染状況や感染拡大防止策について、情報共有が行われております。この月例の情報共有は、令和4年9月26日以降、日本政府が感染者数の全数把握を見直した後も続けられております。市としては、引き続き、在日米陸軍基地管理本部との適時・適切な情報共有を続けていくとともに、今後、感染状況が悪化したり、新たな感染症の流行が見られるなどの場合においては、基地内においても、国内と同等の感染症対策を採ることなどを国・米軍に対し、求めてまいります。

(市長公室)

23 政府の「第5次男女共同参画基本計画」の基本理念に基づき、男女平等参画・ジェンダー平等に関する施策の実効性を把握し、その結果に関する点検を行うこと。点検結果については市民に周知し、必要な施策の改善に取り組むこと。

【回答】

男女平等参画・ジェンダー平等に関する施策の実効性の把握及びその結果に関する点検等につきましては、「第3次さがみはら男女共同参画プラン」に基づき実施する施策の進捗について、年次報告書を作成し、審議会から評価を受けた上で、その結果を公表することとしております。引き続き、審議会からの評価等を踏まえ、施策の改善を図ってまいります。

(市民局)

24 市民生活の尊厳と平穏を守る観点から、ヘイトスピーチ規制の実効ある施策及び条例化の取り組みを進めること。

【回答】

人権施策につきましては、「相模原市人権施策推進指針」に基づき、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、人権に関する教育や啓発などに取り組んでおります。一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例」の制定に向け取り組むとともに、あらゆる不当な差別の解消に向け、人権教育及び人権啓発に引き続き取り組んでまいります。

(市民局)

【行財政政策】

25 成年年齢の引下げによる18歳・19歳の未成年者取消権喪失に伴い、悪徳業者からの被害拡大が懸念されている。市として成年年齢引下げに伴う被害が拡大することのないよう十分な注意喚起を行うとともに、国・県と連携し実効性のある施策を速やかに実現すること。

【回答】

消費者教育につきましては、中学や高校での出前講座において、成年年齢引下げに係る注意喚起を行っているほか、市内県立高校の学校長会議及び市PTA連合会において、消費者教育の必要性や出前講座の活用について呼び掛けております。また、市内大学等の担当者との懇談会では、入学オリエンテーション等での注意喚起や、県が作成した啓発パンフレット「契約のきりふだ」等の配布をお願いしております。今後につきましても、自立した消費者の育成のため、消費者庁や国民生活センターを含む関係機関・団体と連携し、消費者教育の充実・強化に努めてまいります。

(市民局)

26 デジタル・ディバイド対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入に向けて具体的な検討を進めること。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を行うこと。

【回答】

電子投票制度の導入につきましては、現在、国政選挙での実施が法律で認められていないため、国への要望を行うに当たり、具体的課題や解決策等の検討を指定都市選挙管理委員会連合会で検討するとともに、引き続き、国の動向を注視してまいります。

郵便等投票制度につきましては、指定都市選挙管理委員会連合会において、障害者及び重度の在宅療養者等の適用範囲の拡大を図るよう、国への要望を引き続き行ってまいります。

(市選挙管理委員会事務局)

27 デジタル技術の活用による行政サービスの見直しにより、市民生活の利便性向上やデジタル・セーフティネットの構築につなげ、新たなデジタル行政基盤を指向すること。その上で、特にマイナンバーの運用にあたっては公正・公平な社会基盤として必須であることについて、国と連携し市民への周知を進めるとともに、個人情報の厳格な保護、なりすまし防止、また個人情報保護委員会の機能強化など、市民の不安を払拭するための個人情報保護策を引き続き講じること。

【回答】

デジタル行政基盤の指向につきましては、行政内部の事務の効率化を推進し、職員が政策立案や相談業務、防災等の安全・安心に関する業務、協働に関する業務等に注力できる環境を構築することで、行政サービスの更なる向上につなげていくことが重要であると考えていることから、デジタル技術やデータを活用し、行政手続き等の利便性の向上を図るとともに、DX人材の育成、デジタル技術及びデータを活用できる更なる環境整備などに取り組んでまいります。

また、マイナンバーの運用につきましては、国の動向を注視しながら市民への周知に努めるとともに、国へ要望を行うなど、適切な個人情報保護策を講じてまいります。

(市長公室、総務局、市民局)

28 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促進するための施策をさらに推進すること。また、カスタマーハラスメントに関わる実態調査等を行い、対策に関する研究等をすすめること。

【回答】

消費者によるカスタマーハラスメントについては、実態の把握の必要性や、消費者政策としての対応の可否も含めて、検討してまいります。

(市民局)

29 公契約は地域で働く者の適正な労働条件の確保や、その大部分を受注する中小企業と地域で暮らす住民、そして自治体などのステークホルダーに好循環を生み出す仕組みである。県は、すでに公契約条例を制定している自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積等を進め、条例制定の必要性を検証し、公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。また、公契約条例制定の自治体はその効果を検証すること。

【回答】

本市においては、公契約条例対象の案件について、労働者に対する報酬支払額を記載した労働状況台帳の提出を受注者に義務付けるとともに、現場視察を行い、事業者と労働者、双方の聞き取り調査をするなど、労働環境の把握に努めております。

また、相模原市労働報酬等審議会からの意見や関係団体等の要望を伺う中で、条例の実効性の確保に向けて取り組んでおります。

(財政局)

以 上

【受付 No. 2022-6】